

放課後児童健全育成事業について

厚生労働省 子ども家庭局

目次

- ・ 児童福祉法（抄） . . . P.3

- ・ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号） 概要 . . . P.4

- ・ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）（抄） . . . P.5

- ・ 「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成30年7月30日子発0730第2号）
別添5 放課後児童支援員等研修事業実施要綱 . . . P.8
放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）（抄）

- ・ 放課後児童支援員の資格状況 . . . P.9

- ・ 放課後児童支援員等の配置状況 . . . P.10

- ・ 放課後児童クラブの「従うべき基準」に関する実態調査 . . . P.11

第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

<主な基準> 職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

設備（参酌すべき基準）（第9条）

専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

職員（従うべき基準）（第10条）

放課後児童支援員を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

放課後児童支援員の資格は、保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者

平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

原則1年につき250日以上

その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
原則1日につき8時間以上

平日（小学校授業の休業日以外の日）
原則1日につき3時間以上

その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

その他（参酌すべき基準）

非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

（趣旨）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第2項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）に従事する者及びその員数について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第10条(第4項を除く。)及び附則第2条の規定による基準

二 法第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの

2・3 （略）

（次ページへ続く）



第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業生等」という。）であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

四 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

十 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

(次ページへ続く)



第10条の続き

- 4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

附則第2条 この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成30年7月30日子発0730第2号）
別添5 放課後児童支援員等研修事業実施要綱
放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）（抄）

別紙 放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の項目・科目、時間数、ねらい、主な内容及び講師要件等（抄）

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解（4.5時間・90分×3）

放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識（6.0時間・90分×4）

子どもの発達理解
児童期（6歳～12歳）の生活と発達
障害のある子どもの理解
特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援（4.5時間・90分×3）

放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
子どもの遊びの理解と支援
障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力（3時間・90分×2）

保護者との連携・協力と相談支援
学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応（3時間・90分×2）

子どもの生活面における対応
安全対策・緊急時対応

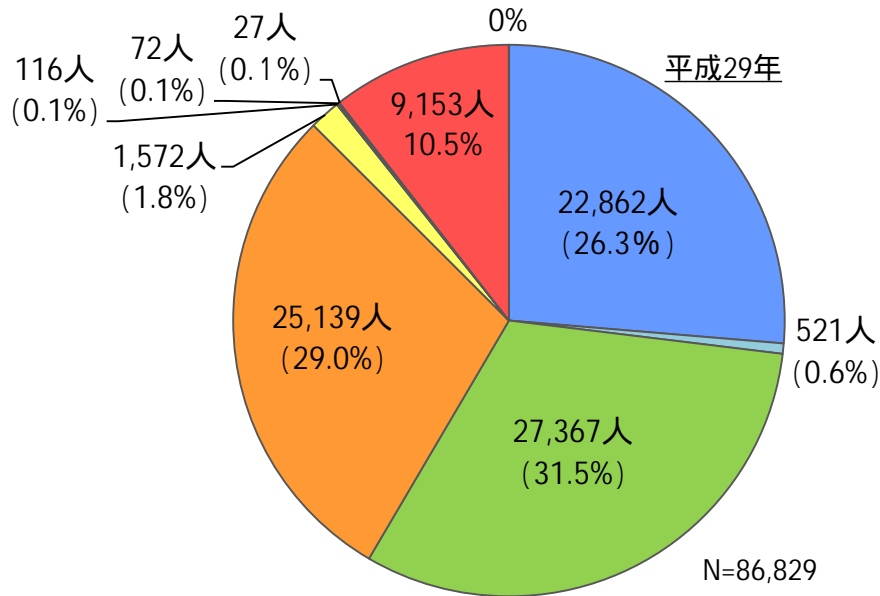
6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能（3時間・90分×2）

放課後児童支援員の仕事内容
放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

合計 24時間(16科目)

放課後児童支援員の資格状況

放課後児童支援員は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」10条3項の各号のいずれかに該当する要件であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないとされてる。現在、放課後児童クラブに勤務している放課後児童支援員の当該要件については以下のとおり。



- 1号 : 保育士の資格を有する者(26.3%)
 - 2号 : 社会福祉士の資格を有する者(0.6%)
 - 3号 : 高等学校卒業者等であり、二年以上児童福祉事業に従事した者(31.5%)
 - 4号 : 教諭となる資格を有する者(29%)
 - 5号 : 1.8%
 - 6号 : 0.1%
 - 7号 : 0.1%
 - 8号 : 0.1%
 - 9号 : 高等学校卒業者等であり、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの(10.5%)
 - 10号 : 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの(平成30年度より新設)
- 下記参照

平成29年5月1日現在(健全育成推進室調)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 第10条3項

- 一 保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)(又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業者等」という。))であつて、二年以上児童福祉事業に従事した者
- 四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの
- 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

放課後児童支援員等の配置状況

一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況

(支援の単位)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
1人	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
2人	5,893 (19.6%)	5,780 (20.5%)	113
3人	6,749 (22.5%)	6,553 (23.2%)	196
4人	6,195 (20.6%)	5,557 (19.7%)	638
5人以上	11,166 (37.2%)	10,308 (36.6%)	858
計	30,003 (100.0%)	28,198 (100.0%)	1,805

注:()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤や非常勤等を区別しない。

登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況

(か数)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
放課後児童支援員等が兼務しているクラブ	201 (8.2%)	451 (18.0%)	250

注:()内は登録児童数が20人未満の放課後児童クラブ数(29年:2,452、28年:2,503)に対する割合である。

調査の概要

- (1) 調査の趣旨 「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)を踏まえ、放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」について、全市町村(特別区を含む。)の実態を把握するもの。調査は、厚生労働省と内閣府地方分権推進事務局とが共同で実施。
- (2) 調査の対象 全市区町村を対象に実施。なお、放課後児童クラブの担当が、地方分権の担当と回答について協議をした上で提出して頂くよう依頼。
- (3) 調査の時期 3月27日～4月16日
- (4) 回答数 1,674自治体から回答(全市区町村数1,747の96%)(平成30年4月26日現在)

調査の主な結果

1. 放課後児童支援員の資格要件関係

Q1 義務としている放課後児童支援員研修の受講が負担であるという意見につき、改善につながると考えるものは何か。(複数回答可)

A 義務化をやめるべき	32.1%
保育士や教員免許資格者への研修免除や科目免除の拡大	51.4%
他の研修(自治体を実施するもの)などを柔軟に認める	36.7%
研修方法の工夫(通信教育、e-learningなど)	32.3%

1) 研修に関し、自由記載欄に書かれたものの例

研修の定員が少なく、希望日時に受講が困難。/ 研修時期や開催場所に偏りがある。/ 日時の短縮化 / 放課後児童クラブを実施していない日時や時間帯での研修実施 / 全員が研修を受講できるよう経過措置期間を延長 / 「2年以上」としている実務経験期間の短縮 / 職員の急な離職などが起きた場合の特例措置の創設 等

2) このほか、放課後児童支援員等資質向上研修の受講者、2年以上放課後児童クラブに勤務している者、児童厚生員等について放課後児童支援員研修の受講を不要とした場合、どのような措置が必要かという質問には、「一定期間以上の実務経験が必要」と答える自治体が多くなっている。

2. 放課後児童支援員の人員要件関係

Q2 現行の支援の単位当たり2名の配置を改め、1名配置を可とするのであればどのような要件が必要か。(複数回答可)

- A
- | | |
|---|-------|
| 児童館内の一室を利用したり、放課後子供教室との一体型で実施する場合等、施設全体として複数以上の職員が確保されること | 33.6% |
| 近接した施設の職員等が、緊急時に駆けつけられる体制が確保されること | 30.5% |
| 近接した他の施設等の職員が兼務すること(現行の20名未満と同じ要件) | 22.0% |
| 上記の安全確保の措置とは別に、時間単位で児童数が一定数以下()であること | 28.7% |
| 上記の安全確保の措置とは別に、児童数が一定数以下()であること | 19.2% |
- 「一定数以下」については、約50%の自治体が「おおむね10人未満」と考えると回答。

Q3 児童の登録人数と来所人数のずれはどの程度あるか。

- A 登録人数と来所人数のずれがある 75.2%

Q4 土日は、平日に比べ来所人数がどの程度減少するか。

- A 2割以下に減少 45.2% 5割～2割程度に減少 35.6% 10割～5割程度に減少 9.0%

Q5 平日の18時以降は、それ以前の時間帯と比べて児童数はどの程度減少するか。

- A 2割以下に減少 38.4% 5割～2割程度に減少 34.9% 10割～5割程度に減少 8.1%

Q6 放課後子供教室との一体型や児童館との連携により放課後児童クラブを実施している場合の運営方法。

- A 放課後子供教室や児童館の職員とは別に、放課後児童クラブの支援員のみで運営している。 42.2%
人材不足のため、放課後子供教室や児童館の職員のやりくりで支援員を確保している。 16.9%